

事案発生日	事業者名	船名	発出日	法令違反等の概要	指導の内容	県	市
令和4年5月17日	協業組合 江津湖観光	-	令和4年12月7日	<p>令和4年4月23日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、協業組合江津湖観光が経営する旅客不定期航路事業において、<u>運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明した。</u>これを受けて、<u>当局が令和4年6月10日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、平成17年3月16日に選任された運航管理者は、高齢により実質業務を行っておらず、平成17年4月1日から運航管理業務に従事していた代表理事兼安全統括管理者が少なくとも6年前から運航管理者の業務を執っていたこと、また、<u>運航の可否判断等の結果を記録していなかった等の安全管理規程違反が確認された。</u></u></p>	<p>令和5年1月6日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を組合内に周知徹底すること。(安全管理規程第4条) 2. 経営トップ、安全統括管理者又は運航管理者は、運航管理補助者の人数など実状を踏まえて安全管理規程の変更が必要な事項を検討のうえ、見直した安全管理規程を速やかに届け出ること。(海上運送法第23条で準用する同法第10条の3第1項、安全管理規程第20条) 3. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等を記録すること。(安全管理規程第28条) 4. 運航管理者は、実施した安全教育や訓練の概要を記録すること。(安全管理規程第52条) 5. 安全統括管理者は、最新の安全管理規程一式を船舶及び事務所に備え付けること。(安全管理規程第54条) 6. 安全統括管理者は、安全管理規程など、<u>輸送の安全にかかわる情報を適宜の方法により公表すること。</u>(安全管理規程第55条) 	熊本県	熊本市